

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部給与課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

行政職給料表、消防職給料表、医療職給料表（２）、医療職給料表（３）及び技能労務職給料表の適用を受ける職員で、職務段階別加算の加算割合が５パーセントと定められている者の適用範囲を改正することにしました。

この規則は、平成２６年１２月１日から施行することにしました。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第58号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の行政職給料表の項、消防職給料表の項、医療職給料表(2)の項及び医療職給料表(3)の項職員の欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で市長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、市長が別に定める職員にあっては、100分の7.5とする規定は、適用しない。
- 2 特定任期付職員のうちこの表の職員の欄に掲げる職員のいずれかに相当するものとして市長が定める職員については、当該相当する職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表の行政職給料表の項、消防職給料表の項、医療職給料表(2)の項及び医療職給料表(3)の項職員の欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で市長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、市長が別に定める職員にあっては、100分の7.5とする規定は、適用しない。

(単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則(昭和41年北九州市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「合計額(」の次に「職務の級3級の職員(市長が別に定める職員に限る。)及び」を、「100分の5(」の次に「職務の級4級の職員のうち」を加える。

付 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。